

都市計画法第6条の2 第1項

都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)を定める

都市計画区域マスタープランとは、
一体の都市として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を越える広域的見地から、都市計画の基本的な方針を定めるもの

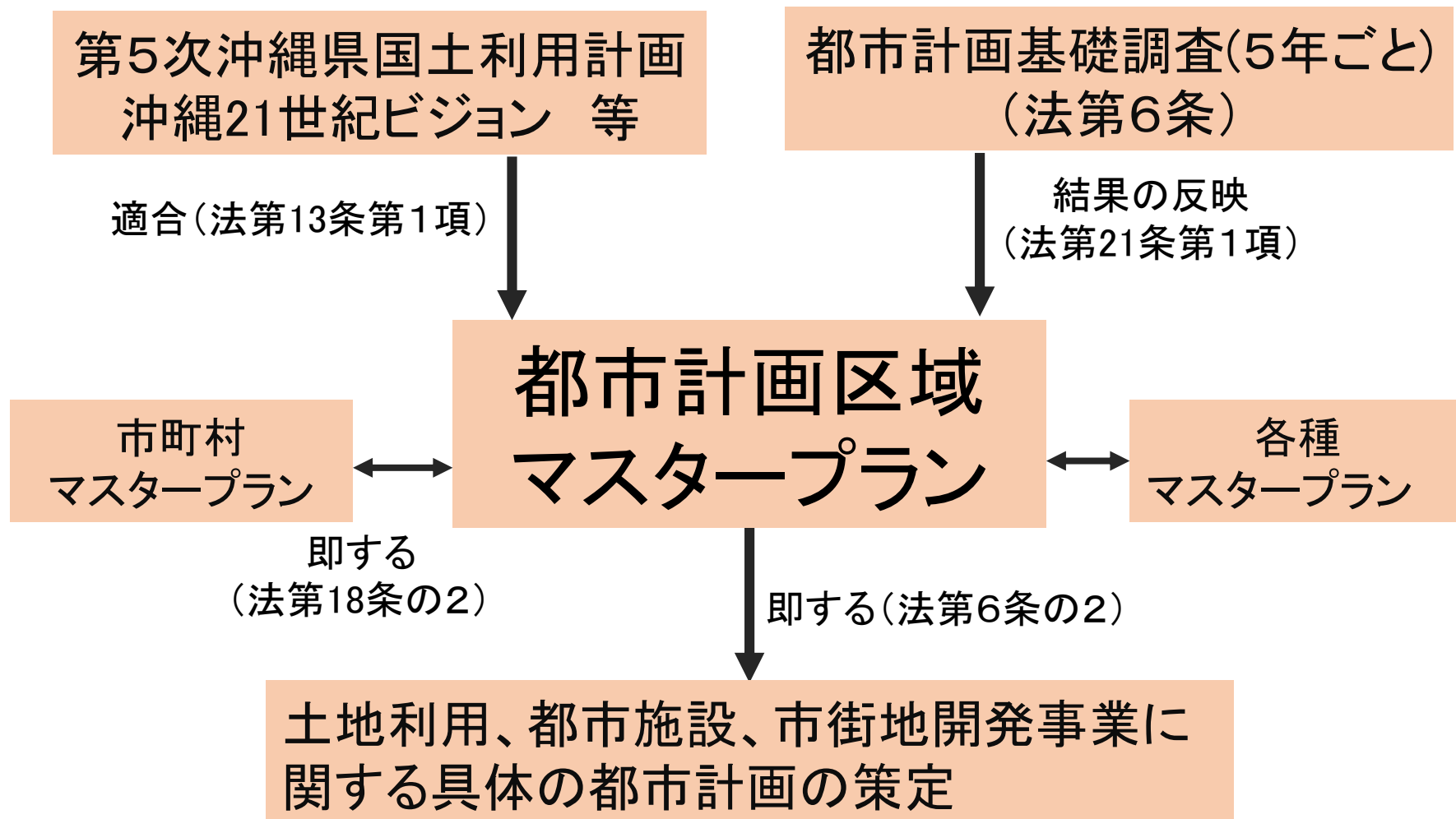


都市計画区域マスタープランに定める内容(都市計画法第6条の2 第2項)

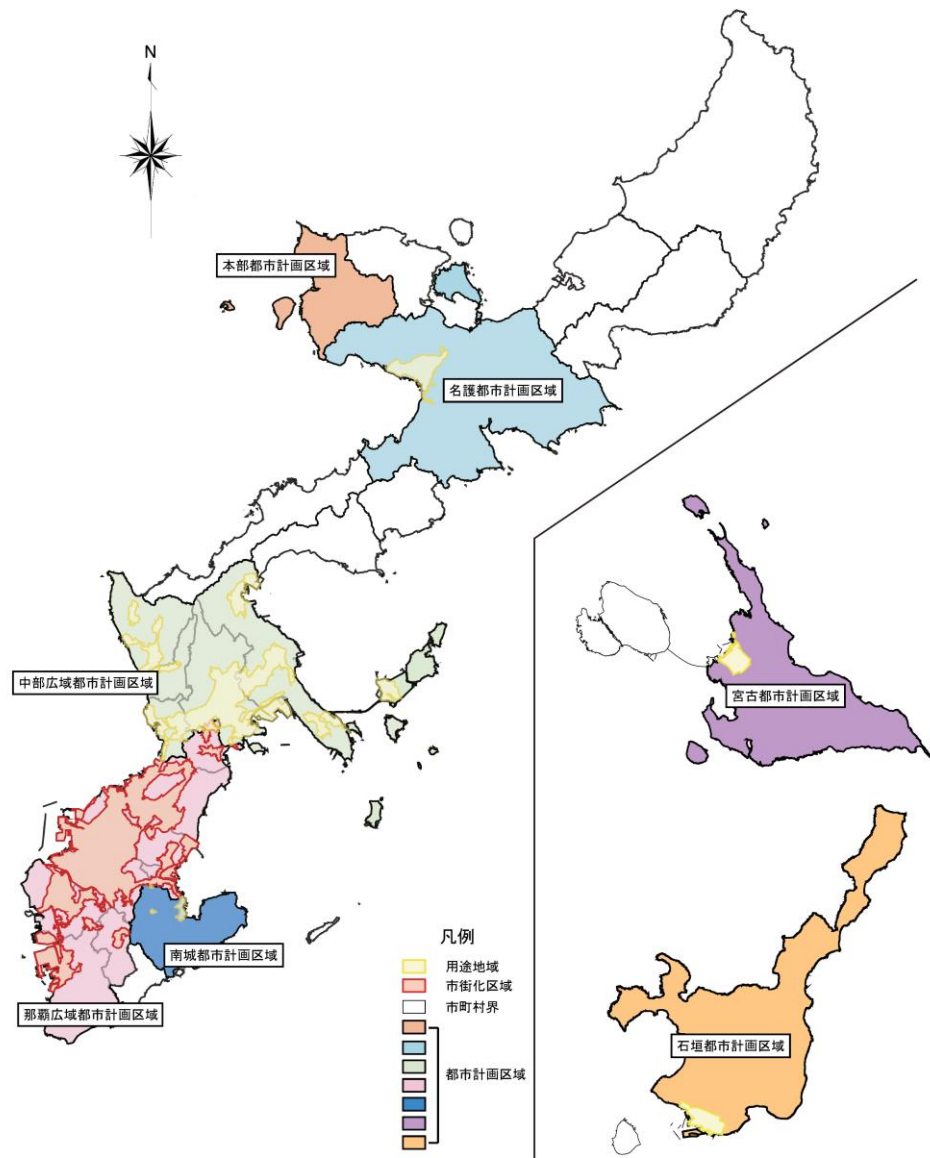
- ①都市計画の目標
- ②区域区分の有無
- ③主要な都市計画の決定の方針

都市計画区域マスタープランの概要

都市計画区域マスタープランと関連計画の関係



都市計画区域マスタープランの概要



■都市計画区域マスタープラン（沖縄県決定）

平成12年度の都市計画法改正に伴い創設された制度で、都市計画区域全域を対象として「都市計画の目標」、「区域区分（線引き）の有無及び区分する場合はその方針」、「土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業等、主要な都市計画の決定の方針」など、都市計画のおおまかな方針を定めるものです。

沖縄県においては、平成16年に那覇広域都市計画区域等7都市計画区域において、ワークショップの開催等による住民意見の反映に努め、文化と都市計画を関連付けるなど独自のマスタープランを策定しています。

その後まちづくり三法（都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地の活性化に関する法律）の改正、景観法の制定、また、本県においては石川都市計画区域の中部広域都市計画区域への編入や南城都市計画区域の指定など様々な動きがみられたことなどから、平成21年（又は平成22年）に7都市計画区域のマスタープランの変更及び策定、平成29年度に変更が行われ、将来像の実現に向けて目標値や方向性が設定されました。

※沖縄県都市計画パンフレットより抜粋

都市計画区域マスタープランの構成

I はじめに

1. 目的
2. 都市計画区域の範囲及び規模
3. 目標年次

II 都市計画の目標

1. 都市の将来像
2. 現状と課題
3. 都市づくりについて(将来都市構造図)

III 区域区分の方針

1. 区域区分の有無

IV 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用、都市施設、市街地開発事業、都市環境、都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針等

V 将来像の実現に向けて

- I はじめに
都市計画 MP に求められる基本的役割とともに、策定区域、目標年次を明確にする
 1. 目的
 2. 都市計画区域の範囲及び規模
 3. 目標年次
- II 都市計画の目標（将来像、課題等）
区域の将来像を例示するとともに、都市の現状と地域の成り立ちや都市をめぐる環境など主要な都市計画の課題を明らかにし、圏域の役割に触れた上で将来都市構造を明示する
 1. 都市の将来像
 2. 人口及び産業の規模
 3. 現状と課題
 4. 都市づくりについて
- III 区域区分の方針
区域区分決定の有無及びその理由と、区域区分を行う場合は区域ごとの人口、規模等を示す
 1. 区域区分の有無
 2. 市街化区域及び市街化調整区域における人口及び産業の規模（那覇広域都市計画区域のみ）
 3. 市街化区域のおおむねの規模（那覇広域都市計画区域のみ）
- IV 主要な都市計画の決定の方針（基本的方針及び主要な都市計画等の決定方針）
土地利用の配置、都市施設の整備、自然環境の保全等の基本的な考え方、方針及びおおむね 20 年後の実現を目指す整備水準等を示す
 - ・ おおむね10年以内の実施を予定する土地利用の配置や都市施設整備、市街地開発事業等を位置づけるとともに、その内容について示す。
 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 3. 市街地再開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
 4. 都市環境に関する主要な都市計画の決定の方針
 5. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針
 6. 福祉のまちづくりに関する主要な都市計画の決定の方針
- V 将来像の実現に向けて（各主体の役割、実現体制等）
将来像を実現するために必要な、住民、専門家及び行政等それぞれの役割とともに、組織づくりについて記述